

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5％から8％へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和6年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳 入）	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	481,144 千円
（歳 出）	
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	481,144 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】（単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	市 債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,215,172	856,674			111,468	247,030
	乳幼児・児童医療費	101,804	19,358		80,182	704	1,560
	保育所運営費	369,937	36		42,347	101,846	225,708
	計	1,686,913	876,068		122,529	214,018	474,298
社会保険	国民健康保険会計繰出金	339,861	163,858			54,725	121,278
	介護保険会計繰出金	621,589	42,930			179,923	398,736
	計	961,450	206,788			234,648	520,014
保健衛生	予防費	95,916	892		9,428	26,614	58,982
	妊婦・乳児健康診査	19,909	1,000		49	5,864	12,996
	計	115,825	1,892		9,477	32,478	71,978
合 計		2,764,188	1,084,748		132,006	481,144	1,066,290